

「令和4年度千葉市トライアル発注認定事業」認定証授与式を開催します ～市内中小企業の優れた新商品等13件を認定～

千葉市では、市内中小企業の活性化を図るため、優れた新商品等（新製品（物品）及び新役務（サービス））を認定し、積極的にPRを行うとともに認定商品の一部については、市が試験的に導入するなど、販路開拓を支援する「トライアル発注認定事業」の新商品等を募集し、今年度は33件の申請がありました。

このたび、最終審査を経て13件の認定商品を決定しましたので、お知らせします。
また、認定事業者に対し、認定証授与式を開催しますので、併せてお知らせします。

1 認定までの経過

(1) 募集期間

令和4年7月1日（金）～8月31日（水）

(2) 審査

区分	審査内容	実施日	審査結果
一次審査（書類審査）	提出書類に基づき、対象要件を審査	9月15日（木）～ 9月16日（金）	33件のうち、 33件を選定
二次審査（書類審査）	商品の「新規性・独自性・優位性」を審査	9月16日（金）～ 9月20日（火）	17件を選定
最終審査（審査会によるプレゼンテーション審査）	商品の「新規性・独自性・優位性」「市場性」「信頼性」を審査	10月31日（月）	13件を選定

2 認定事業者及び認定商品等

認定商品 13件（新製品8件、新役務5件）

※詳細は、別紙「認定商品一覧」のとおり

3 認定証授与式

(1) 日時

令和4年11月29日（火）11：00から

(2) 会場

市役所3階 市長応接室

(3) 実施内容

認定証授与および記念撮影を行います。

(4) 出席予定者

認定事業者13社の代表者

千葉市長 神谷 俊一

4 取材について

取材を希望される方は、11月28日（月）17：00までに会社名、申請者名、連絡先を記載して、産業支援課へメール（sangyo.EAE@city.chiba.lg.jp）でご連絡ください。

＜参考＞千葉市トライアル発注認定事業について

1 事業概要

当事業は、市内の中小企業等が提供する優れた新商品等（新製品及び新役務）を認定し、積極的にPRを行うとともに、その一部を市が試験導入することで、企業及び新商品等の販路拡大を後押しするものです。

【URL】 <https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/sangyo/trial.html>

2 認定のメリット

- (1) 認定された新商品等は、市のホームページへの掲載、認定商品カタログへの掲載、見本市への出展支援など、市が販路開拓の支援を行います。
- (2) 今年度は新たに、認定商品の動画を作成し、更なるPRを行います。
- (3) 認定された新商品等は、その認定期間中、市の機関が競争入札制度によらない随意契約で、購入等することができます。（地方自治法施行令第167条の2第1項第4号）
※認定が新商品等の購入を約束するものではありません。

3 認定期間

認定の通知をした日から2年後の年度末まで

※令和4年度認定商品の認定期間は、令和4年11月11日～令和7年3月31日